

令和5年度 町政執行方針・ 教育行政執行方針

町政執行方針



私は、令和3年4月27日に町長に就任させていただきました。この2年間、町民の皆さまから寄せられました信頼と期待に応えるべく、長年の懸案事項でありました学校給食の導入では、小・中学校における給食事業として「スクールランチ」を実施し、その給食費についても無償化によりスタートすることができました。また、幼児センターにおいては、幼稚園と保育所の一元化により、新たに「認定こども園」として開設させていただきました。

長引く新型コロナウイルス感染症への対策としては、町

民の皆さまの命を守ることを最優先に、昨年末から5回目のワクチン接種にも早期に取り組みとともに、コロナ禍で影響を受けた地域経済や、昨今の原油価格・物価高騰による影響を鑑み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全町民を対象に一人1万円を給付する「物価高騰対策特別定額給付金給付事業」をはじめ、「物価高騰対策重点支援給付金給付事業」、「高齢者世帯等生活支援事業」等を展開することで、経済的負担の軽減と緊急的な生活支援を実施させていただきました。

今年度においては、公約として掲げた個別健診への助成制度の導入や、高校生の通学費助成の拡充をはじめ、自治体DXの推進を背景とした議会におけるタブレット端末等の導入、老朽化した火葬場の建て替えに係る実施設計、小中一貫校の導入に向けた調査など、将来に向けた持続可能な行政サービスの提供、デジタル技術の積極的な導入やSDGsの推進など、新たな行政課題や多様な住民ニーズに対して、誠心誠意努力してい

く所存であります。当町において今年度は、「第11次愛別町振興計画」（令和2年度～令和11年度）の4年目となり、基本テーマである「子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ」を作り上げる環境を整え、これまでの振興計画の成果を継承しながらも、新たな視点で事務事業評価を実践し、振興計画に搭載した項目を反映することで、子育てや学習環境の充実、産業振興と定住促進、生活環境の整備や保健福祉の拡充など、自主・自立できるまちづくりを推進していきます。

▽健やかでやさしい愛別 ●保健・医療

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、日ごろから健康づくりに積極的に取り組むことが大切です。

成人保健につきましては、「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」・「第3期特定健診等実施計画」（平成30年度～令和5年度）、第3次健康増進計画「愛いっばいすこやかプラン」（令和元年度～令和5年度）に基づき、がん検診、各種健康診査に

係る普及啓発や受診勧奨に努め、運動・食事・喫煙などに関する生活習慣改善の必要性を理解し、実践に繋がられるよう、保健指導の充実を図っていきます。

また、糖尿病をはじめとする、生活習慣病の早期発見や重症化予防の取り組みを強化するなど、医療費抑制に繋がるよう1次予防を重視し、誰もが心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりの推進を図っていきます。今年度は、健康意識の増進と特定健診受診率向上を加速する取り組みとして、新たに国保被保険者の人間ドック受診への個別助成を実施します。

感染症予防対策につきましては、带状疱疹の発症予防と重症化リスク軽減のため、今年度より新たに50歳以上の方向へのワクチン接種費用助成を実施するほか、高齢者肺炎球菌、インフルエンザなど、各種予防接種費用の助成を引き続き実施していきます。

また、新型コロナウイルスの対策につきましては、国における感染症法上の位置づけの変更により、ワクチン接種

やこれまで講じられてきた指定診療・検査医療機関による患者の受け入れ、行政の関与による入院調整をはじめとする医療提供体制、特別措置法に基づく政府感染症対策本部の廃止など、各種措置の段階的な体制移行により、平時の生活へ戻していく取り組みが進むものと見込まれており、これらの動向を踏まえ、町民の皆さまの安心に繋がるよう、分かりやすい情報発信を行ってまいります。

●地域医療

(国民健康保険愛別町立診療所)

町立診療所につきましては、体調が悪くなった時に初めてかかる第1次保健医療機関として、町民の皆さまが利用しやすくなるよう、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症対策に配慮しながら、信頼向上や医療体制の維持、確保に努めてまいります。

また、現在、医療法人健光会旭川ペインクリニック病院と統合系医療情報システムを利用した連携により、夜間や休日の急病患者の応急的な診療を行っておりますが、今後

も継続して、診療体制の充実化を図り、町民の皆さまが健康で安心して暮らせるよう、医療サービスの提供に努めてまいります。



●子育て支援

子育て・少子化対策につきましては、保育・教育、発達支援、医療など多岐にわたり、過疎化や核家族化等により地域との繋がりも希薄となるなかで、孤立感や不安感を抱く子育て家庭も増加傾向にあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっております。

子育て支援として、「第2期愛別町子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)に基づき、妊娠期から子育て期まで、母子保健・児童福祉・子育て支援・教育

の場が連携し、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない細やかな支援を行うことで、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子どもを安心して産み育てることができ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを図ってまいります。

また、児童虐待の防止につきましては、早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、関係機関との連携・情報共有を図ってまいります。

新しい生命の誕生を町民の皆さまと祝うとともに、温かく見守り支え合う地域コミュニティを育んでいくため、子どもたちの健やかな成長に願いを込めた「君の椅子」プロジェクトについて、「祝っちやる会」のご協力をいただき、引き続き参画してまいります。



●高齢者支援

町民の2人に1人が65歳以上

という超高齢化社会が進むなか、誰もが住み慣れた地域で、健康で自立した日常生活と社会参加ができるよう、地域の専門職と連携し、高齢者個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う「地域包括ケアシステム」を推進する必要があります。地域ケア会議を中心に、保健・医療・福祉・介護に携わる関係機関や地域ボランティアが連携協力し、高齢者の支援体制を強化してまいります。

高齢者の保健事業・介護予防施策や、介護保険サービスの安定的な運用と円滑な実施に関する総合的な計画として、今年度は、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(令和6年度～令和8年度)を策定するとともに、介護保険事業につきましても、現行の「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和3年度～令和5年度)に基づき、事業の推進と適正な保険給付に努めてまいります。

すべての高齢者が自分らしく健康で生きがいを持ち続けるために、健康づくりとフレイル予防、集いの場等の介護

予防や認知症施策など、各種の高齢者支援施策を推進してまいります。

また、介護分野をはじめとする福祉人材の確実な確保を図るため、「外国人介護福祉人材育成支援事業」に引き続き取り組んでまいります。

●障がい者支援

障がいのある方が自立した日常生活を営むためには、必要な支援ができるよう相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、共に生活する地域住民のご理解とご協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

本人が希望する暮らしの実現、障がい特性に応じた地域活動を支援するため、今年度は、「第3次障がい者基本計画」(令和6年度～令和14年度)及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」(令和6年度～令和8年度)を策定し、地域の一員として、その人らしい生活ができるよう、地域の資源を有効に活用し、障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の充実、共生型交流館を活用した地域コミュニケーションの場

提供、社会参加の促進に向けた取り組みを図っていきます。

今後、ますます障がい者福祉サービスに対する需要と多様化が見込まれ、ニーズにあった利用者本位の質の高い福祉サービスの提供と、より複雑で新たな障がい福祉政策課題に対応するため、構成町4町による上川中部福祉事務組合を核として、障がい福祉、住まい、医療、就労などの社会参加を支援し、サービスの適切な利用や相談支援体制の充実と、障がい者福祉の向上を図っていきます。

●地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、家族や地域の支え合う機能の低下や、社会的な繋がりの希薄化が進んでおり、地域社会は大きく変化しています。

生活における困難に直面した場合でも、孤立することなく適切な支援に結びつくことができるよう、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民、民生委員・児童委

員をはじめとする社会福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推進に努めていきます。

併せて、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人等の関係団体や各地域の自主的な福祉活動の活性化を促進しながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるように、共に助け合い思いやりを感じる地域共生社会の構築に努めていきます。

▽安全・安心で快適な愛別
●消防・防災

消防につきましては、地域住民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害に強い地域づくりを目指し、消防署や消防団の施設・設備の老朽化等に対応した計画的な更新や高度化をはじめ、消防団員の確保や消防職員・消防団員の知識・技能の向上を進めていきます。

防災面につきましても、「国営緊急農地再編整備事業」によるほ場整備を進めることで、「田んぼダム」としても活用できるよう耕作者の協力をいただくとともに、年次計画による災害用非常食や避難

所における災害備品等の整備を進めていきます。

また、町内で災害等が発生する恐れがある場合には、災害対策本部を設置するとともに、気象台等からの情報を参考に、FM告知端末器を活用したケーブルネットワーク等により迅速に情報伝達を行っていきます。



●交通安全・防犯

交通安全につきましては、警察や交通安全推進協議会等と連携し、交通安全教育をはじめ、啓発活動の推進に努めるとともに、交通事故死者数ゼロを維持するため、高齢者や子どもを中心とした交通安全や飲酒運転根絶の意識啓発活動を引き続き推進していきます。

防犯につきましても、警察

や防犯協会等と連携し、引き続き啓発活動の推進や防犯パトロール活動の推進に努めていきます。

●環境・景観・霊園

廃棄物の適正処理や住生活に係る環境整備は、快適に生活するための社会基盤です。花と緑のまちづくりの推進

につきましては、公共施設における花壇整備、ガーデン写真の募集・紹介等により、やすらぎを実感できる景観づくりに努めていきます。

廃棄物につきましては、町民の皆さまのご理解とご協力のもと、正しい分別による適正な処理について、愛別町外3町塵芥処理組合と連携し、収集・処理体制の充実に努めていきます。

昨年6月に宣言したゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策実行計画（地域施策編）の策定準備を進めるとともに、今年度は、町民の皆さまに向けて広報紙等を活用したゼロカーボンに関する情報発信に努めていきます。

また、「ごみを減らす・再使用する・再資源化する」の

3R運動を促進するため、織維リサイクル、小型家電リサイクル回収の取り組みについて広く周知することにより、再生可能な社会と循環型社会の実現を目指していきます。

火葬場につきましては、ご遺族の方に使いやすい施設空間を取り入れ、環境にも配慮した火葬炉の整備等、令和6年度の建て替えに向けた実施設計を行っていきます。

●上・下水道

簡易水道事業につきましては、「安全でおいしい水を、いつでもどこでも供給する」を念頭に、水需要に対する水源の確保、供給される水の安全性の確保などを重点課題として水道施設の維持管理に努めていきます。

水道水の安定した供給を図るため、今年度においては、上水道施設整備事業として、浄水場の薬品注入設備及び伝送装置設備の更新を実施します。また、年次計画により、計量法に基づくメーター器の取り替えや、有収率の向上を図るため、引き続き漏水調査を行っていきます。

下水道事業につきましては、

現在、下水道の事業認可区域

における水洗化率が約94%であり、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るために、生活排水対策の基本的な施設整備と維持管理を進めていきます。また、終末処理場の施設更新コストの縮減を図るため、「ストックマネジメント計画」（令和3年度〜令和7年度）に基づき、終末処理場の監視制御設備及び東町マンホールポンプ所機械電気設備の更新を実施していきます。

下水道処理区域外においては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「愛別町生活排水処理基本計画」（令和4年度〜令和13年度）に基づき、国の交付金制度を活用し、浄化槽設置整備事業を進め、環境保全と快適な生活環境の実現、水環境の改善に努めていきます。

●公園・緑地

農村公園やふれあい通りなどの公園・緑地につきまして、住民の憩い・交流の場として、安らげる環境づくりの維持管理に努めることで、住みよい生活環境を提供して

きます。

▽豊かで活力に満ちた愛別 ●農業

長引くコロナ禍による国内消費の低迷、ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰等への対応、水田活用交付金の厳格化など農業を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。

農業につきましては、農家戸数の減少や農地整備による経営面積の拡大から、生産コストの低減、作業効率の向上を図るため、「スマート農業推進事業」や「生産基盤整備事業」の取り組みへの支援を行うとともに、米の産地として活力ある稲の生育を助長するため、愛別町米麦生産振興協議会と連携し、安定生産、良質米生産の取り組みを推進していきます。

また、耕作放棄地の発生防止と農業の持つ多面的機能を維持・増進させるため、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」の取り組みに引き続き支援していきます。

畜産につきましては、鳥インフルエンザが依然として全

国的に流行しており、防疫体制の整備や、家畜伝染病発生の予防及び蔓延防止のため、愛別町家畜伝染病自衛防疫組合を中心とした損耗防止の取り組みを徹底していきます。

農地の移動につきましては、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことにより、地域計画の策定を進めるとともに、農地中間管理機構の活用による、担い手への更なる農地の集積・集約を推進していきます。

特産振興につきましては、地域おこし協力隊を活用しながら、きのこやヒーツをはじめとする地域特産品のPRや、販売促進等の活動を支援していきます。



●農地整備

(国営緊急農地再編整備事業)

農業の生産基盤となる農地

につきましては、平成29年度から「国営緊急農地再編整備事業」によるほ場整備工事に着手しているところです。

工事開始7年目を迎え、予定工事期間の半分が経過しましたが、整備完了面積は地区全体の40%に届いていない状況です。

今年度は、豊里、愛山地区での面整備工事が始まりです。全ての計画地域で面整備工事に着手することができ

ます。特に、愛山地区は、97haの面整備工事をを行いますので、大きく景色が変わることとなります。

この愛山地区と字愛別、豊里、中央地区を合わせた136haの面整備と字愛別地区、中央地区、愛山地区の延長4.5kmの幹線・支線用水路の工事、字愛別地区の62haの詳細設計業務が実施されることとなります。

整備工事後のほ場では、水田の大区画化と透排水性の改善がなされ、収穫量や低タンパク値の主食用米が増加する等の品質向上が結果として表れており、農作業の効率化、生産コストの低減等の事業効

果が発揮できるよう、引き続き整備工事の早期完了に向け、農業者・関係機関・関係団体と協力して事業の推進に努めていきます。

●林業

林業につきましては、森林が持つ生態系や水源かん養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、「愛別町森林整備計画」（令和元年度〜令和10年度）に基づいた森づくりを推進していきます。

民有林につきましては、愛別町森林組合と連携を図りながら、森林環境譲与税を活用した林道維持補修工事の実施に加えて、計画的な森林整備事業を進めるとともに、人材育成や木材利用の推進、普及啓発事業の検討を行い、適切な森林施業の推進と管理に努めていきます。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣による農業被害の防止及び安全な生活環境の確保を図るため、猟友会のご協力をいただきながら、エゾシカ等の有害鳥獣駆除の実施に努め、引き続き新たに狩猟免許を取得するための支援をしていきます。

●**商工業**

当町の商工業を取り巻く環境は、人口減少による購買力の低下や、コロナ禍による外出消費の減少など依然として厳しい状況にあり、地域経済の活性化が喫緊の課題であります。

こうした状況を踏まえ、引き続き国や北海道が行う経済対策の動向を注視し、必要な対策を速やかに講じられるよう努めていくとともに、今年度も「くらし応援券」による地域消費拡大の取り組みを支援していきます。

商工業につきましては、新たな起業を促進させるため、愛別商工会と連携して、創業者への支援の拡充を図るほか、商店街の賑わいの創出や地場産品の消費拡大に向けた取り組みを進めていきます。

●**観光**

観光につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による飲食、イベント、移動に関する「行動制限」は段階的に緩和されてきたものの、感染拡大前に回復するには厳しい状況が続いております。

コロナ禍における昨年のイ



ベントにおいては、3年ぶりに「あいべつ夏まつり」が開催され、多くの家族連れや子どもたちで賑わいを見せたほか、オンラインによる開催となったものの「きのこの里フェスティバル」も開催されました。コロナ禍以前は、例年多くの方々に来町いただいていた一大イベントでもあり、引き続き支援してまいります。

きのこの里パークゴルフ場やオートキャンプ場につきましては、ウィズコロナの考え方のもと、利用者が安心して楽しめる感染予防対策を施し、今後も施設の充実に努めてまいります。

また、広域的な連携では、魅力ある観光地域づくりに資する「大雪カミイミスタラDMO」の取り組みを進めていきます。

●**労働**

労働対策につきましては、就労ニーズの多様化、人材不足により労働力の確保も難しい状況にあることから、既存商工業における経営強化のため、雇用機会拡充の支援や首都圏からの移住者に対する支援を引き続き実施してまいります。



▽**明日への基盤が整った愛別**

将来にわたり適正かつ効率的な土地利用を促進するため、農業振興地域整備計画に基づく適正な土地利用を図り、優良農地を確保するとともに、国営緊急農地再編整備事業の実施をはじめとする生産基盤の整備など、農業経営の安定的発展に取り組んでまいります。

また、著しい過疎化の進行に伴い、市街地のみならず全町的に空き地増加が大きな課題となってきたことから、情報の収集・提供を行う

「空き地バンク」の取り組みを実施し、未利用地の解消に努めてまいります。

●**道路・公共交通**

道路につきましては、「誰もが安全で、安心して利用できる道路環境の整備」を基本に、子どもたちや高齢者、障がいのある方たちが、安心して通行できる道づくりを進め、今年度は、町単独事業として愛山地区と金富地区道路の排水工事を実施してまいります。

また、人と車がいつでも安全に通行できるように日常的に道路パトロールを行い、道路施設の点検・維持補修に努めてまいります。

公共施設の長寿命化を図るため、今年度は、「橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、愛山橋及び昭和橋の修繕工事と、「トンネル長寿命化修繕計画」（令和3年度～令和12年度）に基づき、小春トンネル内の照明修繕工事を実施し、公共土木施設の計画的な維持管理に努めてまいります。

冬期間の除排雪につきましては、安全で安心な冬道対策

として受託業者とともに、万全な除雪体制により効率的・効果的で迅速な除雪作業を進めてまいります。

本町通りの排雪につきましては、通院、通学、買物客の安全な通行の確保を目的に、北海道及び本町通り排雪組合と協力し、引き続き実施してまいります。

河川につきましては、河川の防災・減災の観点から、今年度は伏古地区のポン川及びヌツパオマ川の浚渫事業を実施します。また、関係する地区の皆さまのご協力をいただきながら、北海道の委託事業であります「河川維持業務」により愛別川築堤の草刈りを引き続き行ってまいります。

地域公共交通につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、新たな地域公共交通計画の策定及び交通事業者をはじめとする地域関係者との協議の強化を図る必要があることから、これまでの地域公共交通会議の組織再編を行い、「地域公共交通活性化協議会」として組織し、新たな地域公共交通計画の策定により、デマンドバスの利便性向

上や、持続可能な公共交通体系の確保を進めていきます。

●情報化と技術革新

スマートフォンやタブレット端末等の普及をはじめとするICTの進展等にも対応するため、ペーパーレス化を推進しながら情報化を図り、SNS等のサービスの利用拡大や、FM告知端末器を利用したケーブルネットワークにより、行政・防災情報をはじめ、町民の皆さまが必要とする情報を分かりやすく多重的に提供するとともに、高齢者やデジタル化に不安を抱える方への支援も進めていきます。

技術革新につきましては、マイナンバーカードの普及にあわせた行政サービスのIT化や、行政運営の効率化を図るため、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」や、昨年度に創設させていただきました「愛別町デジタル推進基金」を効果的に活用し、更なる自治体DXを推進していきます。

今年度においては、議会におけるタブレット端末を活用した会議システムの導入により情報化を進めるとともに、

目に見える形でペーパーレス化も図っていきます。今後は、防災や情報発信をはじめ、各分野において情報通信技術の利活用の可能性について研究を進めていきます。



●住宅・定住・移住対策

住宅につきましては、「愛別町住生活基本計画」（令和3年度～令和12年度）に基づき、住宅の質や住環境の向上はもとより、地域の実情を踏まえた住環境の整備を展開していきます。

公営住宅等の維持管理につきましては、「愛別町公営住宅等長寿命化計画」（令和3年度～令和12年度）に基づき、快適な住居水準の向上に努めていきます。

公営住宅等ストック総合改善整備事業として、北町団

地3・4・5号棟の屋根板金補修・外壁塗装等の改修工事を実施していきます。

また、「民間住宅助成事業」として、太陽光発電システム導入に対する補助や、耐震診断・改修工事につきましては、国の国土強靱化計画に基づき、引き続き助成を行っていきます。

定住・移住対策につきましては、全国的な少子高齢化・人口減少等に伴い、町内においても空き家が増加傾向にあることから、危険空き家や活用が難しい空き家、活用可能な空き家の区分けを実施し、「愛別町空き家等の適正管理に関する条例」及び「愛別町空き家等対策計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき各種施策の推進や、民間企業との連携による「みんなの0円物件」の取り組みの促進、居住可能な空き家等には、有効活用を視野に入れた改修の支援等を実施していきます。

また、引き続き地域おこし協力隊を積極的に活用し、地域課題の解決、地域振興に向けた取り組みを展開し、町内での起業・就業による定住・定着を促進していきます。

▽力を合わせてつくる愛別

●地域間交流

地域間交流は、自らの地域の特性や課題の再発見、郷土を愛する心の醸成をはじめ、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

愛のまち交流につきましては、新型コロナウイルス等の影響により、子どもたちを中心とした交流が難しい状況にあります。また、ボランティア等における「チヨコ」による心の交流は消えることなく続いており、将来に向けた情報交流をより深め、心豊かなまちづくりに寄与できるよう、積極的に交流を推進していきます。

また、ふるさと愛別の応援組織である「あさひかわ愛別会」をはじめ、「札幌ふるさと愛別会」や「とうきょう愛別のPRや定期購入など様々な形で応援をいただいております。さらなる応援の輪が広がるように、引き続き「ふるさと便り」をはじめとした、様々な情報発信を行ってまいります。



●コミュニティ

町民の皆さまへの情報提供と、町政への理解を深めていただくことを目的に、職員が地域に参加させていただき、「地域のことを学び隊（地域担当制）」につきましては、地域と行政がともに考え行動する協働のまちづくりを基に、地域の皆さまと一体となり課題解決ができるよう、引き続き実施していきます。

また、町民の皆さまにも、まちづくりのための活性化に向けて自発的・主体的に取り組む「地域コミュニティ事業」に積極的に取り組んでいただけるよう、地域の課題解決に資する様々な事業に対し、引き続き必要な支援をしていき

ます。

●町民参画・協働

くらしに身近な話題や町の施策について分りやすく説明を行う「まちづくり出前講座」につきましては、時代に合わせた講座メニューの見直しやPRの強化を図り、地域の現状・課題の把握や、課題解決に向けて、引き続き実施していきます。

令和6年は、明治28年に入植者によって開拓されてから130年を迎える記念の年となることから、今年度は、実行委員会を組織させていただき、町民の皆さまと共に、記念事業の検討を行ってまいります。

広報・広聴機能の強化として、広報紙は、紙面に掲載しきれない情報を各種SNSや、町ホームページからご覧いただけるようにQRコード等を活用し、内容の充実を図るとともに、情報を効率的に素早く、より多くの方に伝達できるよう、FM告知端末器を利用したケーブルネットワークをはじめ、「LINE」や「Facebook」などのSNSを有効に活用してい

きます。

また、当町の魅力を動画で分りやすくPRしていくため、「YouTube」や旭川ケーブルテレビポテトチャンネルを活用した自主番組「愛別トピックス」等で配信していくとともに、映像化した広報紙・文字放送など様々な媒体での情報を発信していきます。



●行財政

働き方改革や自治体DXの導入など、新たな時代に対応できる簡素で効率的な行財政体制の確立に向け、令和4年1月に発足した「旭川たいせつ圏域連携中枢都市圏」における連携協約に基づき、各種事務事業の連携による見直しや、圏域施設の広域利用による施設の統廃合など、持続可能な行財政運営を進めていきます。

住民の視点に立った行政推進のためには、多様化・高度化する行政課題に的確かつ迅速に対応できる能力、柔軟な発想と創造力形成が必要となるため、専門研修や政策能力を高めるための研修の充実を図ることで、効果的な人材育成に努め、信頼される行政を目指していきます。

財政運営の推進につきましては、経費全般の徹底的な見直し及び節減・合理化に努めるとともに、原油価格・物価高騰等の影響を十分に検証し、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しを含めた検討を進め、健全な財政基盤の確保を図っていきます。

また、ふるさと応援寄附金につきましては、新たな返礼品の発掘をはじめとした拡充を図りながら、SNSを活用した情報発信を充実させ、新規ポータルサイトの追加や宣伝広告の活用により、寄附金額の拡大はもとより、まちの情報発信、特産品のPR強化にも繋げていきます。

収納対策につきましては、町民の皆さまの納付意識が高く、高い収納率を維持しておりますが、新たな滞納者を生

まないよう滞納が少額のうち納税相談を実施するとともに、納付に誠意の見られない方には、財産調査により差押え等の滞納処分を実施していきます。さらに、町単独では処理困難な事案は、「上川広域滞納整理機構」と連携し、滞納額の縮減を図り、徴収に万全を期していきます。

今後、効果的かつ効率的な予算執行はもちろんのこと、限られた予算で最大の効果を発揮するため、行政評価による事務事業の見直しを行いながら、住民福祉の向上や適正な予算執行に努めていきます。

●教育

昨年4月からスタートしました「幼保連携型認定こども園」につきましては、保護者の皆さまが安心してお子さんを預けられるように、保育・教育と、子育て支援の更なる充実を目指した運営を進めていきます。

教育環境の整備につきましては、児童生徒がより良い環境の下で学校生活を送ることができるよう、昨年度より開始した「スクールランチ」の充実をはじめ、小中一貫教育

の推進に伴う施設のあり方の検討などを、教育委員会や小中学校と連携しながら進めていきます。

教育行政と連携を図るために、教育委員会と協議する場として愛別町総合教育会議を設けていることから、教育に関する施策につきまして、教育委員会とともに進めていきます。

また、町民一人ひとりが生涯を通じて健やかに学び続けることができる環境づくりや機会を提供していくことにより、住民相互の絆づくりや人づくり、地域づくりの一助となるように、学習環境の充実や教育関係施設の整備に努めていきます。





今日の社会は、少子高齢化、グローバル化、情報化等の急速な進行により将来の予測が困難な時代とも言われるとともに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や国際情勢の不安定化により、教育を取り巻く環境がいつそう複雑化、多様化するなど大きく変わってきています。

将来を見据えながら変化への適切な対応が求められる中であって、安全、安心の下で、次代を担う子どもたちに、社会の変化に主体的に対応しながら未来を切り拓き新たな社会を創造していくための力を育み、町民一人ひとりが生涯

各期のニーズに対応した学びの下で、健康で生きがいのあふれる豊かな人生を送ることができ、豊かな社会を実現するために、教育の果たす役割は一層重要になっていきます。

我が国では、新たな「教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）の下で、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が統括的な基本方針に掲げられ、教育振興に関する施策が総合的・計画的に推進されます。

また、北海道教育委員会では、新たに「北海道教育推進計画」（令和5年度～令和9年度）が策定され、「自立」と「共生」の二つの基本理念の実現に向けて、具体的な教育施策が推進されます。

愛別町教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえて、「愛別町教育振興基本計画」（令和2年度～令和6年度）をもとに、「第11次愛別町振興計画」（令和2年度～令和11年度）に掲げる将来像「子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ」の実現を目指し、「人と文化が輝く

愛別」を、教育・文化分野における基本目標とし、町長部局と緊密な連携のもと、町民の皆さまの信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。以下、主な施策について申し上げます。

● 幼児教育と子育て支援の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、生活や学びの基礎を培う大切な時期でもあることから、幼児教育の質の向上と子育て支援の充実が求められています。

その推進には、当町の認定こども園の運営の充実を図っていく必要があります。推進の主な施策について3点申し上げます。

（1）幼児教育の充実

幼児教育の充実につきましては、愛別町立認定こども園愛別町幼児センターにおいて、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、園の課題を明確にした教育・保育課程の編成・実施・改善を図りながら「知・徳・体」の調和がとれた健やかで情操

豊かな子どもの育成に努めていきます。

また、園内研修や各種研修会への参加等を通して、職員の資質と指導力の向上を図り、環境構成と援助の工夫、多様な年齢層との交流等を実践しながら、質の高い教育・保育の推進に努めてまいります。



（2）子育て支援の充実

子育て支援の充実につきましては、認定こども園における保護者のニーズに合わせた教育的保育支援として、悩みの聞き取りや医療機関への同行など保護者の不安軽減に向けた取り組みを継続し、保護者に寄り添いながら個々に対応した支援に努めてまいります。

す。

また、子育てを経済的に支援する観点から、保育料と給食費等の無償化を継続するとともに、安全・安心な給食を提供するなど、保護者の就労に配慮した保育環境の充実に努めてまいります。

さらに、保健福祉課や関係機関と連携を図りながら、同年代の子どもを持つ家庭のネットワークづくりの支援や相談事業、交流事業などの充実に努めてまいります。

（3）認定こども園の安全・安心・安定した運営

認定こども園の運営につきましては、職員の適正配置の下、職員の協働意識の醸成を進め、幼児や保護者にとって利用しやすい安全・安心・安定した運営に努めてまいります。

また、特別支援教育支援員を引き続き配置し、困り感のある子どもたちを中心にきめ細かな支援を行うなど、どの子どもも安心して生活できる体制を継続してまいります。

さらに、安全計画を見直し、通園バスの安全運行や環境衛生の保持を図るとともに、幼

児の安全行動の習慣化に向けた取り組みの充実に努めていきます。

●学校教育の推進

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応するための能力を身に付け、自立した人間として成長していくために、社会に開かれた教育課程の実現の下で、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を育み、「知・徳・体」のバランスのとれた資質・能力の育成が求められています。その推進の主な施策について8点申し上げます。

(1) 確かな学力の育成
 確かな学力の育成につきましては、主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践と学習習慣の定着という両面の充実がとて大切で、授業実践につきましては、ICT機器の効果的な活用を進めるとともに、加配教員や特別支援教育支援員等を活用して、少人数指導やティームティーチングの充実を図り、個々に対応した効果的な指導やきめ細かな学習支援を行ってまいります。

学習習慣の定着につきましては、主体的な学習への助長や学習習慣の形成、学び直しのために、放課後と長期休業中の学習支援を実施していくほか、家庭と連携を図りながら、学習の手引きを活用した家庭学習の習慣化や規則正しい生活習慣づくりなどに取り組みしていきます。

また、中学生を対象に、「愛別チャレンジゼミ」を民間学習塾の協力を得ながら学校と連携して実施し、新たな学びの視点を取り入れながら、学習習慣の形成や自主的学習への支援を行ってまいります。



(2) 豊かな人間性の育成

豊かな人間性の育成につきましては、道徳教育を中核としながら、自他の生命を尊重し、自らを律しつつ、他人と

共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育むことが大切です。

道徳教育につきましては、道徳科の時間を要として多様な教育資源を活用しながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う指導を推進していきます。特に、道徳科では、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての考えを深めるなど、道徳科の特質を踏まえた指導方法の工夫・改善に努めていきます。

生徒指導につきましては、いじめや不登校などの問題行動について、どの学校でも、どの子にも起こり得るといふ危機感を共有し、組織的な対応や教育相談体制の充実を図り、未然防止・早期発見・早期対応に努めていきます。特に、いじめにつきましては、人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、児童生徒との関わりを大切にしながら生徒指導に努めていきます。

読書活動につきましては、朝読書の継続や読み聞かせの実施のほか、公民館図書室と連携した学校ブックフェスティバルの開催や自動車文庫

の活用など、図書に親しむ機会の充実を図ってまいります。

(3) 健康・体力の育成

健康・体力の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けることが大切なことから、ICTを活用するなどした体育科の授業の工夫・改善や体育行事の充実を図るとともに、異年齢の児童生徒が一緒に行うスポーツ少年団活動や部活動など、運動に親しむ機会を確保し、活動を支援してまいります。

食に関する指導につきましては、スクールランチ事業の安全・安心の運用に努め、正しい食生活の実践と地域の食文化の理解等を推進し、食育を通して健康づくりの充実を図ってまいります。



(4) 連携・一貫教育の推進
 連携・一貫教育につきましては、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化していることや当町の特性を生かした教育を推進する上で、学校段階間の連携・一貫した取り組みが重要です。

学校間連携につきましては、「愛別町学校間連携プラン新愛×愛プラン」を基に、認定こども園・小学校・中学校・高等支援学校における確かな連携と円滑な接続を推進してまいります。特に、愛別町連携教育推進委員会と連携を図りながら、事業内容の充実や学校間連携を生かした活動等への支援を進めてまいります。

小中の一貫した教育につきましては、9年間を見通した系統的な教育活動としての「愛別風授業スタンダード」の共有や学習規律の系統化、ICT教育の連携等を生かした授業改善を組織的に推進するとともに、算数・数学や英語等の接続を生かした実践を継続してまいります。

英語教育につきましては、愛別町連携教育推進委員会との連携の下で「愛別町英語教

育推進プラン」の見直しを進め、幼・小・中の系統化を踏まえた取り組みを始めるとともに、中学校教諭の小学校への乗り入れを継続していきます。

幼小の接続につきましましては、「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」と「スタートカリキュラム」の共有を推進するとともに、幼小連携研修の充実を図っていきます。

(5) 学びをつなぎ、学びを支える取り組みの推進

複雑化、多様化する教育に対して、学校・保護者・地域・関係機関等が一体となって、学びをつなぎ、学びを支えていくことが大切です。

コミュニティスクールにつきましては、幼・小・中と地域が一体となって15年間で育むという視点の下で、学校運営協議会と地域学校協働本部が活動の両輪となり、地域と学校がパートナーとして連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

信頼される学校づくりにつつましましては、学校のマネジメント機能と組織力を生かしな

から学校運営の充実・改善を図り、学校力の向上に努めていくとともに、教職員一人ひとりが使命感や倫理観をもって職務を遂行できるよう教職員の勤務規律の保持に努めていきます。

教職員の研修につきましましては、教育課題に対応する専門性や実践的指導力を高める研修を推進し、ICT教育や小中一貫教育などの課題に対応するための研究会・研修会や視察研修に対して支援していきます。

働き方改革につきましましては、「愛別町立学校における働き方改革アクション・プラン(第2期)」に基づき、教職員の意識改革、学校全体での業務改善、保護者や地域住民の理解を進め、ICTや地域との連携等を活用しながら効率的な業務が図られるよう支援していきます。

部活動の地域移行につきましましては、国や道の動向を踏まえながら、当町の実情に適した取り組みができるよう、関係団体と連携を図りながら、推進計画を作成し移行に向けた準備を進めていきます。児童生徒入学通学応援事業

につつましましては、小学校入学時に必要な学用品の支給や中学校の制服等購入費相当額、卒業アルバム制作費について、保護者の負担軽減と子育て環境の充実が図られるよう引き続き支援していくとともに、高校へ通学するための交通費相当額につきましましては、所得状況に配慮した助成の拡充を行っていきます。

留守家庭放課後児童対策につつましましては、あいべつ学童クラブにおける放課後児童保育料の無償化を継続するとともに、安全・安心な指導体制による運営に努めていきます。

スクールランチにつつましても、家庭の昼食準備の負担軽減と経済的な支援として、希望者全員の無償化を継続していきます。

(6) 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進につつましましては、特別な支援を必要としている児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることが求められていることから、個々の状況に応じた適切な教育支援を行うため、小・中学校に特別支援教育支援員を

複数名配置し、教育環境や指導体制の充実を図っていきます。

また、教育・福祉・医療関係者が連携して、適切な支援を行うために組織された教育支援委員会の研修や情報交流等の充実を図り、切れ目のない支援に努めていきます。

北海道美深高等養護学校あいべつ校につつましましては、生徒のほとんどが通学で公共交通機関を利用しており、路線バスの接続が困難な登校時のみ、当麻町からバスを運行する通学支援をしていきます。

また、町内外で取り組んでいる企業内作業学習や現場実習、食堂サービス、青空市などの学習活動や啓発活動、学校行事等に係る経費等を支援し、社会自立を目指す生徒の育成をバックアップしていきます。



(7) 社会の変化に対応する力の育成

社会の変化に対応する力の育成につつましましては、学習指導要領や社会情勢の変化において、情報活用能力の育成やコミュニケーション能力の育成、持続可能な社会に対応する能力の育成等が求められています。

ICT教育につつましましては、児童生徒一人1台端末の活用がさらに進むように、ICT環境の整備と教職員の実践研修を進め、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていくとともに、情報モラル教育の充実と、一人1台端末の家庭学習等での幅広い活用を推進していきます。

国際理解教育につつましましては、外国語に親しみ、広い視野をもって諸外国の文化を理解し、国際的感覚と行動力を身に付けるため、英語指導助手を小・中学校に1名ずつ配置していくとともに、英語科等の指導体制の工夫を図りながら、きめ細かな授業実践に努めていきます。



英語検定の検定料につきましては、英語への学習意欲や英語力の向上を図るために助成を継続し、積極的な受検を促していきます。

キャリア教育につきましては、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人ひとりのキャリア形成を育むために、キャリアパスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を推進していきます。

SDGsとESDの推進につきましては、地球規模の様々な課題に対して、持続可能な開発の視点を位置付けながら、総合的な学習の時間の充実や分野横断的な学習の取り組みなどに努めていきます。

(8) 学びを支える教育環境の整備

教育環境の整備につきましては、時代の要請に応える教育を推進していく上で非常に大切な要素であることから、「愛別町小中一貫教育の全面実施に向けた推進計画」を踏まえて、小中一貫教育を効果的に実施するための施設のあり方を検討していくとともに、安全・安心な学校施設の維持管理に努めていきます。児童生徒の学校における安全管理や通学時等における安全確保につきましては、教職員の継続的な指導をはじめ、地域や保護者、学校ボランティア、関係機関などのご協力の下で、地域が一丸となった取り組みを進めていきます。

また、道路管理者や関係機関で組織された「通学路安全推進会議」の機能も生かしながら、通学路の安全確保に努め、「スクールガードリーダー」による巡回指導も引き続き実施していきます。

スクールバスにつきましては、児童生徒の利便性向上を図るとともに、町長部局とも連携し、安全運行に努めてい

きます。

●社会教育の推進

社会教育は、公民館やスポーツ施設等の社会教育施設を活用しながら、それぞれの年代に応じた学習機会や学習情報を提供するなど、町民が生涯にわたって自主的・意欲的に芸術や文化、スポーツに親しみ、心身ともに健やかで生きがいのある生活を送る上で、重要な役割を担っています。

その推進にあたっては、町の豊かな自然や文化、伝統を生かし、これからの社会を自らの目標に向かって夢や希望を抱き、心豊かでたくましく生きる力を育む、創意と活力に満ちた社会教育施策が求められています。その推進の主な施策について6点申し上げます。

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健全で確かな育ちの原点は家庭にあり、子育ての家庭の教育力の向上と子育て支援が大切なことから、家庭の教育力の向上につきまして、青少年育成協議会と連携し、子育て研修会や青少協だ

よりの発行、「早寝、早起き、朝ごはん」や家庭教育に関する情報提供を行っていただきます。

子育て支援につきましては、乳児を対象に親子の絆がより深まるブックスタート事業を実施するほか、認定こども園と連携した情報提供や相談体制の充実を図っていくとともに、子どもの屋外での遊ぶ環境を広げるために、認定こども園の休日の園庭開放を引き続き実施していきます。

(2) 生涯各期における活動の推進

青少年の健全育成につきましては、地域全体で子どもを育てるといった観点に立った取り組みが大切なことから、地域の教育力の向上と地域学校協働活動ボランティアの養成に努めていきます。恵まれた自然環境や地域の教育資源を生かした様々な体験活動を行うチャレンジ元気塾を開催するとともに、青少年育成協議会が行う青少年育成研修の集いや標語募集による啓発活動を実施していきます。

少年期の人材育成につきましては、子ども会リーダー研

修を核として、地域活動におけるリーダーの養成に努めるとともに、少年愛のまち交流事業において、子どもの健全育成を支援する活動としての滋賀県東近江市愛東地区との交流を、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応しながら進めていきます。

青年期の活動推進につきましては、青年自身が地域社会の一員としての自覚を持ち地域づくりやまちづくりに積極的に参加することが大切であることから、青年による様々な地域づくり活動を支援していきます。

また、「愛別町はたちのつどい」につきましては、対象年齢を20歳として、二十歳(はたち)の節目を祝う式典・記念行事として、昨年度に続き開催していきます。



高齢者教育の推進につきましては、様々な分野の学習や多くの仲間との交流を通して、学び、高め合うことを目的として、ほうらい大学を引き続き開校し、潤いと生きがいのある生活が送れるよう支援してまいります。

(3) 公民館事業の推進

公民館事業につきましては、いつでも、どこでも、だれでも、なんでも学ぶことができる環境の整備を進めていくことが大切なことから、町民のニーズに対応した多様な講座や事業の開催を通して、健康・知識・教養等を高める学びができるように支援するとともに、きめ細かな情報提供を行ってまいります。

愛別天神クラブにつきましては、小学生を対象として長期休業期間中に実施し、学習やスポーツ、体験活動などを行いながら、学力・体力の向上と望ましい生活習慣の形成を支援してまいります。

公民館図書室につきましては、蔵書の充実を図りながら、新たに配置された図書の情報提供を行うとともに、図書利用を推奨する「ブッククロー

ル」や近隣町と連携した読書感想文コンクールを実施するなど、読書に親しみやすい図書環境づくりを進めてまいります。

また、町民の幅広いニーズに応えられるよう北海道立図書館や旭川市立図書館等の蔵書貸出事業も積極的に活用するとともに、共生型交流館ぼんてに開設しているまちなか文庫においても、図書に親しみ、多くの方々との交流が図られるよう支援してまいります。

さらに、自動車文庫を生かし町民が利用しやすい図書環境づくりに努めるとともに、学校教育と連携した読書環境の充実に努めてまいります。

公民館分館につきましては、地域の活動拠点として学習や交流が図られるよう、分館の主催事業を積極的に支援してまいります。

(4) 文化の振興

文化活動につきましては、人々の心や暮らしに豊かさやゆとりを与え、生活に新しいヒントや考えるきっかけが得られることから、文化連盟やその加盟団体、文化活動に取

り組むサークル等の活動を支援していくとともに、地域に根ざした文化活動としての音楽行進や文化祭につきましては、活動の充実に向けて支援してまいります。

町無形文化財に指定している「愛別岐阜獅子神楽」につきましては、保存継承活動を引き続き支援するとともに、教育機関や公民館との連携を図り、地域に文化財の魅力を伝え、後継者育成につなげる機会の提供に努めてまいります。

文化財・郷土資料につきましては、文化財収蔵庫の整理・分類作業を進めていくなど、保存保護に努めてまいります。

(5) スポーツの推進

スポーツの推進につきましては、生涯にわたるスポーツ活動が、豊かな人格の形成や健康で充実した生活を営む上で、極めて重要な役割を果たしていることから、誰もが体力や年齢に応じて気軽にいつでもスポーツに親しみ、仲間づくりや地域での交流ができるよう、ニュースポーツの紹介やライフステージにマッチしたスポーツ教室・大会など

を開催してまいります。

また、笹川スポーツ財団が「チャレンジデー」に参加し、運動習慣の定着を図っていくほか、日本サッカー協会が展開する「こころのプロジェクト」を活用し、トップアスリートのOBやOGを「夢先生」として迎え、小・中学校の児童生徒を対象に、スポーツを通して人づくりに取り組んでまいります。

さらに、昨年度整備した「すこやかロード」につきましては、町民の健康づくりのため活用を進めてまいります。



(6) 社会教育関係施設の整備
社会教育推進基盤につきましては、町民のニーズに

た施設管理や情報提供等を計画的に推進することが重要です。

社会教育関係施設につきましては、その多くは指定管理者制度に基づき管理運営が行われており、今後とも、施設の機能が十分発揮できるよう、サービスの充実や魅力的な施設を目指して、計画的な修繕や環境などにも配慮した、安全で利用しやすい施設管理に努めてまいります。

社会教育に関わる情報提供につきましては、「生涯学習だより」や「青少年協だより」の発行のほか、各種行事のお知らせ等、町ホームページやケーブルネットワーク等を活用しながら、町民への的確な情報提供に努めてまいります。

読書環境の整備につきましては、新しい愛別町読書推進計画を策定し、当町の実情を踏まえた計画的な取り組みができるように整備を進めてまいります。

